

号外 第 18号 平成 15年4月4日(金) (毎週 月・水・金発行)

目 次

	豆	鄆	12	ξ	粮																				
〇 f	版本 県	、議	会諱	員	 ;	般追	異学	\$ O	選	挙	運	動	費	用	の f	制	限額	頂··	 	 	 . (選挙管	理委員	(会)	1
OĪ	直接請	求	の連	署	基	準数	汝												 	 	 (<i>"</i>)	2
\circ	"																		 	 	 · · (<i>"</i>)	2
O ₁	固人演	(説:	会の)施	設	の扌	旨元	<u> </u>											 	 	 . (<i>"</i>)	2
\bigcirc																			 	 	 . (<i>"</i>)	2

登載依頼

熊本県選挙管理委員会告示第 18 号

候補者が選挙運動に関し支出することのできる制限額の決定について 平成 15 年 4 月 13 日執行の熊本県議会議員一般選挙において、候補者が選挙運動に関し 支出することのできる制限額は、次のとおりである。

平成 15 年 4 月 4 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

選挙区名	制 限 額
熊本市選挙区	6,290,800 円
八代市選挙区	6,238,500 円
人吉市選挙区	6,396,600 円
荒尾市選挙区	5,842,100 円
水俣市選挙区	5,942,800 円
玉名市選挙区	6,898,400 円
本渡市選挙区	6,537,000 円
山鹿市選挙区	6,097,800 円
牛深市選挙区	5,159,200 円
菊池市選挙区	5,707,000 円
宇土市選挙区	6,413,600 円
宇土郡選挙区	5,278,600 円
下益城郡選挙区	5,780,400 円
玉名郡選挙区	6,461,100 円
鹿本郡選挙区	5,854,900 円
菊池郡選挙区	6,748,700 円
阿蘇郡選挙区	6,520,700 円
上益城郡選挙区	5,860,300 円
八代郡選挙 区	5,559,000 円
芦北郡選挙区	5,816,500 円
球磨郡選挙区	6,099,800 円
天草郡上島選挙区	5,714,100 円
天草郡下島選挙区	6,302,400 円

熊本県選挙管理委員会告示第 19 号

地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 74 条第 5 項及び第 75 条第 5 項の規定に基づく その総数の50分の1の数並びに同法第76条第4項、第81条第2項及び第86条第4項に基づくその総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて 得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法 律第162号) 第8条第2項の規定に基づくその総数の3分の1の数は、次のとおりである。 平成 15 年 4 月 3 日

熊本県選挙管理委員会

宮 本 卓 委員長

その総数の50分の1

29,704

その総数が40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た 数とを合算して得た数 314,193

その総数の3分の1

495,052

熊本県選挙管理委員会告示第 20 号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第80条第4項の規定に基づくその総数の3分の1 の数(40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを 合算して得た数)は、次のとおりである。

平成 15 年 4 月 3 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

選挙区名

迭 争 区 石	
熊本市選挙区	153,078
八代市選挙区	28,175
人吉市選挙区	10,027
荒尾市選挙区	15,599
水俣市選挙区	8,204
玉名市選挙区	12,042
本渡市選挙区	10,591
山鹿市選挙区	8,827
牛深市選挙区	5,057
菊池市選挙区	7,257
宇土市選挙区	10,095
宇土郡選挙区	5,537
下益城郡選挙区	22,655
玉名郡選挙区	20,571
鹿本郡選挙区	15,702
菊池郡選挙区	34,321
阿蘇郡選挙区	21,049
上益城郡選挙区	23,618
八代郡選挙区	13,325
芦北郡選挙区	7,697
球磨郡選挙区	17,669
天草郡上島選挙区	14,571
天草郡下島選挙区	9,648

熊本県選挙管理委員会告示第21号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第3項の規定に基づき、次の施設を新た に指定した旨の報告があった。

平成 15 年 4 月 4 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治

市町村名	施設の名称	種別	面積
熊本市	熊本保健科学大学	体育館	1,149 平方メートル

熊本県選挙管理委員会告示第 22 号

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 161 条第 3 項の規定に基づき、次の施設を新た に指定した旨の報告があった。

平成 15 年 4 月 4 日

熊本県選挙管理委員会

委員長 宮 本 卓 治